

平成25年第11回

荒川区教育委員会定例会

平成25年6月14日

於) 特別会議室

荒川区教育委員会

平成25年荒川区教育委員会第11回定例会

1 日 時 平成25年6月14日 午後1時30分

2 場 所 特別会議室

3 出席委員 委 員 長 青 山 侑
委員長職務代理者 高 野 照 夫
委 員 小 林 敦 子
委 員 坂 田 一 郎
教育長 教育部長事務取扱 高 梨 博 和

4 出席職員 教育総務課長 佐 藤 泰 祥
教育施設課長 丹 雅 敏
学 務 課 長 佐 藤 淳 哉
社会教育課長 北 村 美 紀 子
社会体育課長 泉 谷 清 文
指 導 室 長 武 井 勝 久
南千住図書館長 小 堀 明 美
書 記 駒 崎 彰 一
書 記 大 谷 実
書 記 湯 田 道 徳
書 記 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第22号 荒川区社会教育委員の委嘱について

(2) 報告事項

ア 専決処分した損害賠償額の決定に関する報告について

イ 清里高原ロッジ・少年自然の家指定管理者の共同事業体の変更について

ウ 東尾久運動場の部分再開について

(3) その他

委員長 ただいまから、荒川区教育委員会第11回定例会を開催します。

出席委員数は、本日は5名出席です。

会議録の署名委員は、高野委員及び坂田委員をお願いします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長 教育長、あいさつをお願いします。

教育長 本日も教育委員会、どうぞよろしくお願いいたします。

先生方にご報告でございます。去る6月11日に天皇陛下が荒川区立日暮里図書館を行幸なされました。吉村昭展をご視察くださったわけですが、区長からのお話でございますと、陛下は吉村先生の著書をかなりお読みになっているらしくて、ご質問も多岐に渡っており、郷土の作家として、荒川区としても光栄に感じられたと区長が申してございました。

また、本日のこの報告事項とは別に、明日尾久八幡中の新校舎の落成式典がございますので、どうぞよろしくお願いいたします。併せて本日の教育委員会もどうぞよろしくお願いいたします。

委員長 3月8日開催の第5回定例会及び3月22日開催の第6回定例会の会議録につきましては、前回の定例会で配付をして、この間確認等をしていただきました。本日、特に委員の皆さんから意見等がなければ承認したいと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長 ありがとうございます。それでは、承認いたします。

本日の議事日程に従って進めます。

あらかじめ送付した開催通知では、審議事項1件、報告事項2件としてご案内しておりましたが、本日は御手元の次第のとおり報告事項1件追加をさせていただきました。

初めに、議案第22号「荒川区社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

説明をお願いします。

社会教育課長 議案第22号「荒川区社会教育委員の委嘱について」でございます。

提案理由でございます。

社会教育委員1名（新任）を委嘱するものでございます。

内容でございます。

新しく委員に委嘱する方は、社会教育関係者の櫻井孝様でございます。

役職につきましては、荒川区青少年委員連絡会OB会長でございます。

任期は、平成25年5月9日から平成27年5月8日まででございます。

その下の段に9名が委嘱後の社会教育委員の方々の構成の名簿でございます。本年第8回の定例会で報告いたしました社会教育関係者であり、荒川区青少年委員連絡会OB会長であった廣澤様が、連絡会のOB会長からおりられて、新しく櫻井孝様が荒川区青少年委員連絡会OB会長と

なられたということで委嘱するものでございます。

説明は、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について質問等ございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

委員長 質疑を終了します。

議案第22号について意見はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論を終了します。

議案第22号について異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

議案第22号「荒川区社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり決定しました。

続いて、報告事項に移ります。

初めに、「専決処分した損害賠償額の決定に関する報告について」、説明をお願いします。

教育総務課長 「専決処分した損害賠償額の決定に関する報告について」でございます。

報告理由でございますが、損害賠償額の決定を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容でございます。

件名が荒川区立諏訪台中学校の生徒による物損事故ということで、決定年月日は平成25年6月12日でございます。

相手方及び賠償額でございますけれども、相手方につきましては、さんということで、住所は記載のとおりでございます。賠償額につきましては、3万1,500円ということで、被害状況は家屋2階屋根に敷設された雨どいの一部損壊という形でございます。

事故の概要でございます。

諏訪台中学校の第一校庭におきまして、当校の3年生の男子生徒が、保健体育の授業中にサッカーのゲームをしていたところ、蹴ったサッカーボールが高さ5メートルの防球ネットを越えまして、相手方所有家屋の雨どいに当たり雨どいが一部損壊したものでございます。家屋を持っている方は台東区の方で、第一校庭の前にある家の雨どいが壊れてしまったということでございます。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。質問等ございますか。

小林委員 第一校庭というのはどちらですか。

教育総務課長 校舎の前です。

小林委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長 続いて、「清里高原ロッジ・少年自然の家指定管理者の共同事業体の変更について」、説明をお願いします。

社会教育課長 「清里高原ロッジ・少年自然の家指定管理者の共同事業体の変更について」、ご報告いたします。

骨子でございます。

現在、清里施設の指定管理者でありますニッコトラスト・尾瀬林業プロジェクトから尾瀬林業株式会社が合併によりまして、新会社へ移行するのに伴いまして、指定管理者の共同事業体の変更について協議がございましたので、ご報告するものでございます。

内容でございます。

施設は記載のとおりでございます。2番の指定管理者でございますが、現行のそれぞれの役割でございますが、ニッコトラストにつきましては施設の管理運営、食事の提供でございます。尾瀬林業につきましては自主事業の企画、施設利用のPRでございます。変更後の共同事業体といたしましてニッコトラスト・東京パワーテクノロジープロジェクトということになります。東京パワーテクノロジー株式会社は、江東区の豊洲の方に移転する予定でございます。

指定管理期間につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。

3番の経緯と教育委員会の対応でございます。

この尾瀬林業株式会社が、この記載の東電工業株式会社並びに東電環境エンジニアリング株式会社と統合しまして、7月1日に東京パワーテクノロジー株式会社となります。これまでの尾瀬林業の事業は、すべて新会社に引き継がれ、指定管理における役割及び体制については変更がないことを確認しております。

新会社について、指定管理者の共同事業体としての適格性を判断するため、審査委員会を設置し審査していく予定でございます。

ご報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。質問等ございますか。

小林委員 これは審査委員会を設置して審査をして、その結果によってはまた変えることもあるということですか。

社会教育課長 会社自体の経営状況の適格性を判断するため、中小企業診断士もその審査委員会に入っていますので、新会社がきちんと履行できるかというところの判断していただき、もし適格性に欠ける場合がありますら、また検討をしなければならないのではないかとと思いますが、審査委員会での判断によるものと考えています。また、審査結果につきまして御報告を教育委員会の方に差し上げたいと考えております。

小林委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長 審査委員会について、とりわけ新会社の財務状況について、専門家の方にも入っていただいて確認をする予定です。事業内容については事前に確認ができていますので、新たな企業体としての安定性について確認をさせていただく段取りになっております。

小林委員 そうですか。ワールドスクールで行かせていただきました。職員の方に丁寧に対応していただきまして、本当に感謝しております。

委員長 では、続いて「東尾久運動場の部分再開について」説明をお願いします。

社会体育課長 それでは、「東尾久運動場の部分再開について」御説明させていただきます。
骨子でございます。

施設の入り口部分でダイオキシン類が検出されたことにより閉鎖しておりました東尾久運動場につきまして、新たな出入り口の設置、防護フェンスの設置等の工事を行いまして、下記のとおり再開するものでございます。

再開につきましては、テニスコート・ゲートボール場が6月21日から、多目的広場につきましては7月19日からでございます。

2枚目に提示してございますA3版の位置図で、御確認いただきたいと思えます。位置図の中央側の上半部分がテニスコート・ゲートボール場になってございます。下半部分が東尾久運動場の多目的広場でございます。この2カ所、ちょっと離れてございますが工事をそれぞれ行いまして再開するものでございます。

工事としましては、テニスコートの部分につきましては、テニスコート従来の入り口部分が、入り口の外側、都立尾久の原公園側でダイオキシン類を検出されておまして、その入り口部分が立入禁止でございますので、新たな入り口を設置するという工事を現在行っているところでございます。テニスコート・ゲートボール場につきましては、ダイオキシン類の汚染等は全くございませんでしたので、導入のアプローチだけを設置すればすぐに開放できるものでございます。

また、下側の部分でございます多目的広場につきましては、赤い線で囲っております部分が、ダイオキシン類が検出された部分でございます。この部分に立ち入りを制限します防護フェンスを設置いたしまして、その後、それ以外の部分について開放するというところでございます。そのため、こちらの方は完全にフェンスを設置する期間を要しますので、7月19日、夏休み前に

は開放をしたいと考えておりまして、7月19日から再開予定日とさせていただいているところでございます。

なお、この両施設とも事前の申し込み制度、予約制度をとっておりますので、テニスコートにつきましては本日6月14日の金曜日に抽選をさせていただきまして、明日からインターネット申し込みも可能となります。また、多目的広場につきましては6月28日に抽選会を行いまして、翌日からインターネット等で申し込みが可能でございます。

なお、8月分以降につきましては、従来どおり7月1日に抽選を行いまして予約をしていただき、再開を随時開始してまいります。

なお、多目的広場の防護フェンスで覆われた中につきましては、まだ汚染土壌が改良されたわけではございませんで、こちらの根本的な対策につきましては土地の所有者であります東京都の財務局の方で今後対応するという事になってございます。なお、東京都としましてはダイオキシン類の調査計画につきましては環境局が所管しておりますので、今月中、6月中に深度調査、深さ方向について、どのくらい程度汚染の度合いというのを調べるかというのを実施する予定だという情報が入ってございます。その後、ダイオキシンの対策計画を立てまして、来年か再来年あたりに根本的な対策を講じていただけるものと考えてございます。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。質問等はございますか。

高野委員 ちょっと確認です。この立ち入り禁止区域は来年に根本的な対策が始まって、最終的にいつ立ち入り禁止でなくなるのですか。

社会体育課長 立入禁止区域につきましては、隣の尾久の原公園も同じなのでございますけれども、国のダイオキシン対策措置法によって国庫補助金を活用して、土砂の排出等、若しくは覆土の工事をします。そのためには国に対しまして調査をした後、対策計画を申請しまして、その対策計画が認められて初めて施工するというような段取りがございます。ですから、東京都としては、すぐに着工するということがちょっと困難だということで、その対策計画は多分今年度中にまとめていただけるだろうと考えられ、それをもって国に申請しまして、国の承認が得られた後に工事発注となりますので、まだ1年以上はかかるものだと考えられます。

高野委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長 この地域、多目的広場ですとサッカーとか、サッカーだけではなくて消防団だとかも使ったりしていますし、北側のテニスコートやゲートボール場についても、区民利用が日常的に行われているところなので、区民の方々からはダイオキシンで区民の安全を守るということはわかるのだけれども、一定基準値以内のものについては早く使用再開してほしいと、再開を許可してほしいという要望が多数寄せられています。東京都とも調整した中で、区として安全性を確保す

るためのフェンス工事等を行うのであれば、使用を認めますよということで許可をいただきました。

坂田委員 それは、区が費用負担するのですか。

教育長 そうです。実は多目的広場のフェンスについて、財務局でやってもらえないかということで打診をしたのですが、区に無料で貸しているのでも区がやってくれということになりました。

坂田委員 わかりました。

高野委員 これはまだ大変でしょう。その土地にボーリングをしたりと。

社会体育課長 この後深度調査ということで5メートルくらいまで掘り下げて、直径20センチくらいの穴を掘ると聞いております。

高野委員 大変な費用がかかりますものね。わかりました。

委員長 よろしゅうございますか。では、続いて、6月から8月までの教育委員会関係主要行事については、配付資料のとおりですが何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 予定していた事項は以上ですけれども、事務局から連絡事項等ございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、以上をもちまして、教育委員会第11回定例会を閉会します。

そのほか何かございますか。

坂田委員 1件ご提案したいことがございます。荒川区の教育力向上に向けて、区民の方々から広くご意見を聞く場を設置してはどうかという御提案でございます。

荒川区におきましては、地域の住民の方々、私の実感としましても教育に関して非常に高い関心を持っていただいております、また教育の充実についていろいろなお考えもありますし、それから、いろいろな御提案もお持ちではないかというふうに考えております。そういう高い地域力を生かした教育力向上のための御意見を吸収するという意味から、幅広い分野の区民の方々から御意見を聞く場、例えば荒川区の教育力向上に向けた区民会議と呼んではどうかと思っておりますけれども、そういったものを教育委員会事務局の諮問機動的な位置づけで設置をしてはどうかということでございます。

具体的に御意見を聞いてはどうかという事項としましては、例えばこれから未来を開いていく子供たちの育成に関する教育政策に関すること、それから、特に地域との連携という意味で地域と連携した教育力向上に関する教育政策に関すること、その他、区民の方々の代表者の方々から教育力向上に向けた御意見を聞いてはどうかと考えます。

荒川区にはこれまで教育行政に関して長年協力をいただいていたいろいろな方がおられます。

そういった方々は、特にこういった教育政策に関して、多面的でかつ多くの方々の声を代表するような御意見を持っておられるのではないかと思いますので、特にそういった方々にお集まりをいただいて、区民会議という場を設けて年に何回か御意見をいただいてはどうかということでございます。

教育委員会としましては、事務局においてそういった御意見を聞いていただいて、整理いただいたものを必要があれば教育委員会に提示をしていただいて、また、私どもの審議の材料と、若しくは新しい提案のための参考材料とさせていただきます。どうかというようなことでございます。

以上です。

委員長 ただいまの提案について、他の教育委員の皆さんから御意見等ございますか。

高野委員 地域あるいはふるさとの愛情を子供たちに養うこと、そういうことは教育の原点として非常に大切だと思います。そういうことで多くの人の、特に地域の方々の声を聞く場というの必要と考えます。それを教育になるべく反映するようにして、そしてよりよい子供たちの成長を育成できるというふうにできたらいいと思います。名称は区民会議ですか。

坂田委員 荒川区の教育力向上に向けた区民会議としたらどうかと思います。積極的な、前向きな御提案をいただくという意味で、そういう前向きな会議の名称をつけてはどうかというふうに思います。

高野委員 わかりました。私は、その組織をつくることについて賛成です。

小林委員 この会議をつくることに、賛成という立場から述べさせていただきたいと思います。

今後の教育ですが、地域密着型の教育、地域に足がついた教育を展開する必要があります。その意味で、地域に住んでいっしょり、またいろいろと活動もされていっしょり見識をお持ちの方を集めて、御意見を伺う機会をつくるのは大変に重要であると思っております。

2番目なのですが教育力の向上といった場合に、ただ単に教師だけではなく地域の方々のお力というのは非常に重要です。そういった意味からこのような会議をつくることに対して賛成でございます。ただ、1点だけ言わせていただくと、評価委員会であるとかそういった委員会もございいます。さらにこうした委員会が設置されたときに、船頭多くして船進まずといったことになり、現場が少し混乱しないかという危惧もございいます。その点、事務局の方で調整をしていただければと思います。

よろしくお願いたします。

委員長 では、坂田委員から提案がありました荒川区の教育力の向上を図るために、荒川区の教育力向上に向けた区民会議のようなものを設置して、そこで教育長、教育委員会事務局を中心に区民の皆さんから意見をいろいろ承ると、そういった会議を設置するということについてはよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長 では、そういうことで決定をさせていただきますので、教育長よろしくお願いします。

では、ほかになければ教育委員会はこれで終了しまして、このまま引き続き教育委員会協議会を開催いたします。

了